

意見書（案）第41号

1人1台学習用端末環境を継続・発展させるための財政支援を求める
意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	成 田	ちひろ
賛成者	〃	大 倉	あき子
〃	〃	山 田	さとみ

1人1台学習用端末環境を継続・発展させるための財政支援を求める 意見書

現在、各自治体では、コロナ禍の学習機会の確保として、また文科省の掲げるGIGAスクール構想の実現も視野に入れ、国の補助金を活用しながら、全国公立小・中学校でのタブレットやPCなど、学習用端末の導入が一気に進んだ。

しかしながら、導入後の回線使用料など、学習用端末を使用する上での維持管理に必要な財政支援がなく、本市でも一般財源で年間2億円以上の財政負担が生じている。新型コロナウイルス感染症の影響によりさらに厳しくなることが予想される財政状況の中で、必要な他の施策を進める上での財政負担の大きさは深刻なものになっている。

また、ICT教育をさらに発展させるため、通常の授業で使用する大型ディスプレイやオンライン授業を行うための機器導入などの教育ICT環境への財政支援も非常に重要である。

さらに、数年後に学習用端末のリース期間終了後の再契約や買換えが迫っており、学習用端末代への継続的な財政支援も必要不可欠である。

子どもの学習環境が自治体の財政状況に左右されないため、教育ICT環境全体への財政支援の必要性が高まっている。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、今、そして将来を担う子どもたちにふさわしい未来への投資として、1人1台学習用端末環境の継続・発展について下記の事項を求めるものである。

記

- 1 学習用端末を使用する上での維持管理に必要な財政支援をすること。
- 2 通常の授業やオンライン授業で必要となる機器導入への財政支援をすること。
- 3 学習用端末のリース期間終了後の再契約や買換えに当たり財政支援をすること。
- 4 教育ICT環境への財政支援は、義務教育という側面からも、普通地方交付税の交付・不交付を問わない継続的な財政支援とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち